

社会保険労務士法人 上村事務所

～～助成金 法改正のご案内～～

対象期間:2022年12月～2023年4月

<目次>

- ① キャリアアップ助成金
- ② 産業雇用安定助成金
- ③ 特定求職者雇用開発助成金

①キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金は、非正規雇用労働者のキャリアアップを後押しするため、正社員化、処遇改善の取り組んだ事業主に対して助成金を支給します。

■正社員化コース■

有期雇用労働者等を正規雇用労働者に変換等した場合に助成

<改正内容> 2022年12月

- 人材開発支援助成金「自発的職業能力開発訓練」および「定額制訓練」修了後に正社員化した際の加算額を引き上げ
- 人材開発支援助成金「事業展開等リスクリング支援コース」で特定の訓練修了後に正社員化した場合、加算対象になる

<改正助成額> 2022年12月

雇用形態	中小企業	大企業
有期→正規	68万円 (加算11万円)	53.75万円 (加算11万円)
無期→正規	34万円 (加算5.5万円)	26.875万円 (加算5.5万円)

■賃金規定等改定コース■

有期雇用労働者の基本給の賃金規程等を増額改定し、実際に賃金を
引き上げた場合に助成

<改正内容> 2022年12月

- 支給要件を3%以上に見直し、5%以上の賃金引き上げを行う助成額を大幅に拡充！
- 「生産性要件」を満たした場合の助成額の増額は廃止
- 1事業所あたり1年度1回の申請制限を撤廃
1年度1事業所あたり100人まで複数回の申請が可能

<改正助成額> 2022年12月

賃金引上率	中小企業	大企業
3%以上 5%未満	5万円	3.3万円
5%以上	6.5万円	4.3万円

②産業雇用安定助成金

産業雇用安定助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元・出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成金として支給します。

■スキルアップ支援コースの新設■NEW! 2022年12月

在籍型出向は、自社にはない実践の場における経験から新たなスキルを習得することが期待できることから、労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向前の賃金から復帰後6か月間の各月の賃金を5%以上上昇させた事業主を支援するため、スキルアップ支援コースを新設

<条件>

- 労働者のスキルアップを目的とする出向であること
- 出向した労働者は、出向期間終了後、元の事業主に戻ることを前提とすること
- 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させること
- 出向先事業主は雇用保険適用事業所であり、出向期間の開始日の前日から起算して6か月前の日から支給申請を行う支給対象期間の末日までの間で解雇等がないこと

<助成内容> 対象:出向元事業主(企業グループ内出向は支給対象外)

	中小企業	大企業
助成率	2/3	1/2
助成額	以下いずれか低い額に助成率をかけた額(最長1年) ①出向労働者の出向中の賃金のうち出向元が負担する額 ②出向労働者の出向前の賃金の1/2の額	
上限額	8,355円/1人1日あたり (1事業所1年度あたり1,000万円まで)	

③特定求職者雇用開発助成金

特定求職者雇用開発助成金は、ハローワークなどの職業紹介により、就職が困難な方(障害者、高齢者、母子家庭の母など)を採用した事業主に助成金を支給します。

■特定就職困難者コース■

高年齢者や障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇い入れる事業主に対して助成

<見直し内容> 2023年4月

■65歳以上の方を新たに対象とする

<助成額>()は大企業

対象労働者【短時間労働者以外】	支給額	支給合計
60歳以上の高齢者・母子家庭の母等 (65歳以上も含む)	30万円×2期 (25万円×2期)	60万円 (50万円)
身体・知的障害者等	30万円×4期 (25万円×2期)	120万円 (50万円)
重度障害者等	40万円×6期 (33万円×3期) ※3期目は34万円	240万円 (100万円)

対象労働者【短時間労働者】	支給額	支給合計
60歳以上の高齢者・母子家庭の母等 (65歳以上も含む)	20万円×2期 (15万円×2期)	40万円 (30万円)
重度障害者等含む身体・知的・精神障害者	20万円×4期 (15万円×2期)	80万円 (30万円)

■成長分野等人材確保・育成コース■

デジタル・グリーン分野及びこれに関連する分野(以下、成長分野等)の業務に従事させる事業主が、高年齢者、母子家庭の母等、就職氷河期世代不安定雇用者、生活保護受給者、障害者などの方を対象労働者として継続して雇い入れ、人材育成や職場定着に取り組む場合に『特定求職者雇用開発助成金』の他のコースより高額な支給額で助成

※前項【特定就職困難者コース】の1.5倍を助成する高額支給コース

<見直し内容>(赤字要件追加)2023年4月

■成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する方

⇒**専門的職業に従事する方**を対象(例:プログラマー、システムエンジニアなど)

■**未経験者**のみ対象

⇒経験1年未満の職種も、未経験職種として取り扱う

<助成額>()は大企業

対象労働者【短時間労働者以外】	支給額	支給合計
60歳以上65歳未満の高齢者・母子家庭の母等	45万円×2期 (37.5万円×2期)	90万円 (75万円)
65歳以上の高齢者	52.5万円×2期 (45万円×2期)	105万円 (90万円)
身体・知的障害者等	45万円×4期 (37.5万円×2期)	180万円 (75万円)
重度障害者等	60万円×6期 (50万円×3期)	360万円 (150万円)
就職氷河期世代不安定雇用者	45万円×2期 (37.5万円×2期)	90万円 (75万円)

対象労働者【短時間労働者】	支給額	支給合計
60歳以上65歳未満の高齢者・母子家庭の母等	30万円×2期 (22.5万円×2期)	60万円 (45万円)
65歳以上の高齢者	37.5万円×2期 (30万円×2期)	75万円 (60万円)
身体・知的障害者等	30万円×4期 (22.5万円×2期)	120万円 (45万円)
重度障害者等	30万円×4期 (22.5万円×2期)	120万円 (45万円)

■就職氷河期世代安定雇用実現コース■

いわゆる就職氷河期に正規雇用の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用就くことが困難な方をハローワーク等の紹介により、正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して助成

<見直し内容> (赤字要件追加)2023年4月

■過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、かつ過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方
ただし、妊娠、出産または育児の理由で正規雇用の職を離職した方でないこと

<助成額> 対象期間を6カ月ごとに区分し、一定額を支給

企業規模	支給額(1期)	支給額(2期)	支給合計
中小企業	30万円	30万円	60万円
大企業	25万円	25万円	50万円

※雇入れ日から起算した最初の6カ月を第1期、以後の6カ月を第2期といいます

■生涯現役コース■ ⇒ 廃止

■被災者雇用開発コース■ ⇒ 廃止